

首都圏中央連絡自動車道 谷田川高架橋(鋼上部工)工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	架設計画図(その9)	B31～B32間のブロック架設について、第三者に対する影響低減(規制日数削減)および安全作業向上(高所作業の低減)のためあらかじめ足場防護工・合成床版パネルを搭載して架設する方法があります。これにより吊り重量が増し、クレーン能力がアップする場合は設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。	架設計画図は参考であり、架設計画については受注者に任意性のあるもののため、変更協議の対象とはなりません。ただし、現場条件等により、監督員が必要と認めた場合は変更協議の対象となります。
2	架設計画図(その5)、(その6)、(その7)、(その9)、(その10)	架設計画図に見られるように本工事においては、一部桁架設と合成床版を同じクレーンにて同時に行っています。これは、桁架設後では合成床版架設のためのクレーン据え付けが困難なことに起因していると推察されますが、合成床版架設後の桁の溶接は通常では施工できません。また、架設キャンバー管理も困難です。これらについての対応は契約後に協議させていただけると考えてよろしいでしょうか。	架設計画図は参考であり、架設計画については受注者に任意性のあるもののため、変更協議の対象とはなりません。ただし、現場条件等により、監督員が必要と認めた場合は変更協議の対象となります。
3	架設計画図(その5)、(その6)、(その7)、(その9)、(その10)	架設計画図に見られるように本工事においては、一部桁架設と合成床版を同じクレーンにて同時に行っています。この方法を可能とするために、対象箇所の添接を溶接構造から高力ボルト構造へ変更することは可能でしょうか。	添接の構造について、監督員が必要と認めた場合は、変更協議の対象となります。
4	架設計画図(その12)	杭基礎について、バイブロハンマーでの施工を標準と考えますが、これによりがたい場合は設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。	現場条件等により、監督員が必要と認めた場合は、変更協議の対象となります。
5	架設計画図(その12)	B43・B48は鋼板基礎と想定しますが、ベントを配置する範囲の斜面は水平に整正されていて土工は不要と考えてよろしいでしょうか。施工時に不陸整正が必要となる場合は設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。	B43・B48の箇所は関連する工事にて水平に整正されていますので、土工は不要とお考えください。また現場条件等により、監督員が必要と認めた場合は、変更協議の対象となります。

6	横変位拘束構造	<p>あと施工アンカーが配置されていますが、鉄筋との干渉を想定し鉄筋探査を行い製作に反映させる必要があります。鉄筋探査にかかる費用および製作に反映する費用(ベースプレートのサイズアップ)は設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>鉄筋探査については、特記仕様書22-11(6)に示すとおり、横変位拘束構造を完成するために必要なすべての費用に含まれるものとお考えください。 また、鉄筋探査の結果、契約項目数量に変更が生じる場合は、変更協議の対象となります。</p>
7	特記仕様書・架設計画図(参考図)	<p>架設計画は任意に行いますが、設計図書に示される条件に変更が無くても、架設計画図(参考図)とはかけ離れた施工方法を強いられる場合があります。この場合について監督員に認めていただいた場合は設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>架設計画図は参考であり、架設計画については受注者に任意性のあるもののため、変更協議の対象とはなりません。 ただし、現場条件等により、監督員が認めた場合は変更協議の対象となります。</p>